

令和2年6月17日

「消費生活相談員担い手確保事業」の実施について

消費者庁では、令和2年度における新事業として、全国各地の消費生活センター等で相談業務等を担う人材の育成・確保を目的とした「消費生活相談員担い手確保事業」を（公社）全国消費生活相談員協会への委託により、下記のとおり実施し、同事業への参加を募集いたします。

全国からの御参加が可能です。多くの方の御応募をお待ちしています。

記

【事業名】 消費生活相談員担い手確保事業

【受託者】 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

【事業概要】 消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験の対策講座

※第一次試験対策はeラーニング、第二次試験対策はスクーリングにより実施  
消費生活相談業務に関する講習

消費生活相談業務に従事することを希望する方への情報提供等の支援

※ 詳細は、（公社）全国消費生活相談員協会作成の募集用チラシ「消費生活相談員になりませんか？」（別添）や、以下の同協会ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.zenso.or.jp/information/news/6475.html>

【対象】 消費者安全法に規定する消費生活相談員資格の取得を目指す方（全国）

【募集人数】 500名～600名程度（予定）

【参加費】 無料

【申込方法】 専用 Web サイト <https://zensoel.tbi.jp/entry/> から申込み

【日程（予定）】

令和2年6月25日 申込受付開始（9時～）

7月中旬～ 第一次試験対策の講座（eラーニング）

12月上旬～ 第二次試験対策の講座（スクーリング）

※第一次試験の合格者が対象

令和3年1月上旬～ 相談業務に関する講習（スクーリング）

※最終合格者が対象

以降、消費生活相談業務に従事することを希望する方への情報提供等の支援を実施

○問合せ先

消費者庁 地方協力課（担当：成澤、久保）

TEL: 03-3507-9174 FAX: 03-3507-9286